

瀬戸市告示第132号

瀬戸市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例（平成30年9月28日条例第38号）第2条第2号の規定に基づく市長が指定する土地の区域並びに同条第3号及び第3条第3号の規定に基づく市長が定める業種を次のとおり定め、告示の日から施行する。

平成30年11月1日

瀬戸市長 伊藤保徳

市長が定める区域

町の名称	地番
幡中町	122、162、207の一部
八床町	4の2、22の1、22の3、22の4、33の3、38の2、41の2、65、66、67、68、69、70、71、72の1、72の2、72の3、73、74の1、74の2、75の1、75の2、76、77、78、79、80、81、88の4、88の5、88の6、88の7、88の8、88の9、88の11、89の1、89の3、89の5、99の7、112の3、115、116、117、118、119、120の1、121、122、123、309、310の2、311、313、314、316
穴田町	988、992、993、994、995、996、997

市長が定める業種

産業名	日本標準産業分類上の業種名
輸送機械関連産業	11 繊維工業 16 化学工業（161化学肥料製造業、1624塩製造業、165医薬品製造業及び166化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業を除く。） 18 プラスティック製品製造業（別掲を除く。）

	1 9 ゴム製品製造業
輸送機械関連産業	2 1 窯業・土石製品製造業 2 2 鉄鋼業 2 3 非鉄金属製造業 2 4 金属製品製造業 2 5 はん用機械器具製造業 2 6 生産用機械器具製造業 2 7 業務用機械器具製造業（2 7 4 医療用機械器具・医療用品製造業を除く。） 2 8 電子部品・デバイス・電子回路製造業 2 9 電気機械器具製造業（2 9 6 2 医療用電子応用装置製造業及び2 9 7 3 医療用計測器製造業を除く。） 3 0 情報通信機械器具製造業 3 1 輸送用機械器具製造業 3 2 その他の製造業（3 2 3 時計・同部分品製造業に限る。）
繊維関連産業	1 1 繊維工業 2 5 はん用機械器具製造業 2 6 生産用機械器具製造業 2 7 業務用機械器具製造業（2 7 4 医療用機械器具・医療用品製造業を除く。）

機械・金属関連産業	1 1 繊維工業 1 6 化学工業（1 6 1 化学肥料製造業、1 6 2 4 塩製造業、1 6 5 医薬品製造業及び1 6 6 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業を除く。） 1 8 プラスティック製品製造業（別掲を除く。） 1 9 ゴム製品製造業 2 2 鉄鋼業 2 3 非鉄金属製造業 2 4 金属製品製造業 2 5 はん用機械器具製造業 2 6 生産用機械器具製造業 2 7 業務用機械器具製造業 2 8 電子部品・デバイス・電子回路製造業 2 9 電気機械器具製造業 3 0 情報通信機械器具製造業 3 2 その他の製造業（3 2 3 時計・同部分品製造業に限る。）
健康長寿産業	9 食料品製造業 1 0 飲料・たばこ・飼料製造業（1 0 5 たばこ製造業を除く。） 1 1 繊維工業 1 2 木材・木製品製造業（家具を除く。） 1 3 家具・装備品製造業 1 4 パルプ・紙・紙加工品製造業 1 6 化学工業（1 6 1 化学肥料製造業を除く。） 1 8 プラスティック製品製造業（別掲を除く。）

健康長寿産業	1 9 ゴム製品製造業 2 1 窯業・土石製品製造業 2 3 非鉄金属製造業 2 4 金属製品製造業 2 7 業務用機械器具製造業 2 8 電子部品・デバイス・電子回路製造業 2 9 電気機械器具製造業 3 0 情報通信機械器具製造業 3 1 輸送用機械器具製造業
--------	--

	<p>3 2 その他の製造業(3 2 3 時計・同部分品製造業及び3 2 9 7 眼鏡製造業(枠を含む。))に限る。)</p>
新エネルギー関連産業	<p>1 1 繊維工業</p> <p>1 6 化学工業(1 6 1 化学肥料製造業、1 6 2 4 塩製造業、1 6 5 医薬品製造業及び1 6 6 化粧品・歯磨・その他の化粧品用調整品製造業を除く。)</p> <p>2 1 窯業・土石製品製造業</p> <p>2 2 鉄鋼業</p> <p>2 4 金属製品製造業</p> <p>2 5 はん用機械器具製造業</p> <p>2 6 生産用機械器具製造業</p> <p>2 7 業務用機械器具製造業(2 7 4 医療用機械器具・医療用品製造業を除く。)</p> <p>2 8 電子部品・デバイス・電子回路製造業</p> <p>2 9 電気機械器具製造業(2 9 6 1 X線装置製造業、2 9 6 2 医療用電子応用装置製造業及び2 9 7 3 医療用計測器製造業を除く。)</p> <p>3 0 情報通信機械器具製造業</p> <p>3 1 輸送用機械器具製造業</p> <p>3 2 その他の製造業(3 2 3 時計・同部分品製造業に限る。)</p>
農商工連携関連産業	<p>9 食料品製造業</p> <p>1 0 飲料・たばこ・飼料製造業(1 0 5 たばこ製造業を除く。)</p> <p>1 1 繊維工業</p> <p>1 2 木材・木製品製造業(家具を除く。)</p> <p>1 3 家具・装備品製造業</p> <p>1 6 化学工業</p> <p>1 8 プラスティック製品製造業(別掲を除く。)</p> <p>2 4 金属製品製造業</p> <p>2 5 はん用機械器具製造業</p> <p>2 6 生産用機械器具製造業</p> <p>2 7 業務用機械器具製造業(2 7 4 医療用機械器具・医療用品製造業を除く。)</p> <p>2 8 電子部品・デバイス・電子回路製造業</p>

	<p>2 9 電気機械器具製造業（2 9 6 1 X線装置製造業、</p>
<p>農商工連携関連産業</p>	<p>2 9 6 2 医療用電子応用装置製造業及び2 9 7 3 医療用計測器製造業を除く。）</p> <p>3 0 情報通信機械器具製造業</p> <p>3 2 その他の製造業（3 2 3 時計・同部分品製造業及び3 2 9 7 眼鏡製造業（枠を含む）に限る。</p>